

## 駒ヶ根市「提案募集型」ネーミングライツ・パートナー募集要項

駒ヶ根市では、提案募集型によるネーミングライツ・パートナーを募集します。

本要項は、法人から提案を募集する「提案募集型」について必要な事項を定めるものです。

なお、市が選定した施設について、ネーミングライツ・パートナーの募集を行う「施設特定型」については、別に募集要項を定めます。

### 1 募集目的

施設への愛称付与等を通じて、市の自主財源を確保するとともに、施設における市民サービス向上等に資することを目的とします。

### 2 ネーミングライツの概要

ネーミングライツは、市とネーミングライツ・パートナーとの契約により、市有施設等に愛称等を付与する代わりにネーミングライツ・パートナー から対価を得て、施設等の持続的な運営に資する方法です。

#### (1) 愛称の付与の範囲

- ① 施設の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。  
市民に親しまれ、かつ、施設の設置目的にふさわしい名称（愛称）としてください。
- ② 今回募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。
- ③ 利用者の混乱を避けるため、協定期間内の名称の変更はできません。また、新名称（愛称）が定着するまで（概ね1年を予定しています。）、条例上の名称を併記させていただくことがあります。

#### (2) 募集対象施設

施設特定型に該当しない施設で、庁舎、公立学校等を除く不特定多数市民が利用し、広告効果の見込まれる市有施設 を対象とします。

#### (3) 愛称等の付与の対価 について

提供いただく対価は命名権料（金銭）ばかりでなく、施設で活用可能な製品等の提供や役務（サービスの提供）などを想定しています。 応募いただく皆様の業績向上やイメージアップにも寄与するような提案をお待ちしています。

#### (4) ネーミングライツ・パートナー特典

ネーミングライツ・パートナーには、ネーミングライツの他に、以下の例に示したような特典の付与を検討します（内容等の詳細は別途協議の上、決定します）。

なお、催し物によっては、その主催者の要請により、特典の内容が一部制限される場合があります。

また、これらの特典について、第三者への譲渡や転貸等はありません。

### 【特典の例】

区分	内容等
ホール等無償使用	会議室を年間〇以内に限り、無償で使用することが可能
展示・広告スペース利用（※）	ネーミングライツ・パートナーの商品を展示するPRコーナーを利用することが可能

※展示物（展示ケース含む）等は、ネーミングライツ・パートナーがご用意ください。

### （５）費用負担

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識）※1		○ ※2
協定期間終了後の原状回復		○ ※2
協定締結後に作成するパンフレット等の印刷物やHPの表示変更	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 命名権料の他に別途ご負担いただきます。

### 3 応募資格

「駒ヶ根市有料広告掲載要綱」に定める者としてします。

なお、応募に当たっては、広告代理店を通じての提出も可能ですが、市から広告代理店あてに手数料等に係る経費の一切についてお支払いはできません。

### 4 申込手続き

ご提案される予定の施設が対象となる施設かどうか等の確認が必要なことから、提案書類提出の前に必ず、総務課までご相談ください。

#### （１）申込方法

（３）に掲げる提出書類を、申込期間中に持参又は郵便書留により郵送してください。

#### （２）提出部数 各1部

#### （３）提出書類

- ① ネーミングライツ申込書【様式1】
- ② 応募資格についての確約書【様式2】
- ③ 地域貢献や文化活動等に対する支援実績及び今後の計画等【様式3】
- ④ 印鑑証明書
- ⑤ 会社概要及び直近3ヵ年の決算報告
- ⑥ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
- ⑦ 法令等遵守に関する取組状況（任意様式）

(4) 申込期間

随時

※ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(5) 申込先

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号  
駒ヶ根市役所 総務課行政管理係

(6) 質問の受付

質問票【様式4】により電子メール又はファクシミリで下記問い合わせ先までお送り下さい。なお、電子メールでの御質問の際には、法人名・担当者名を明記した返信先を必ず記載してください。回答は、電話、電子メール又はファクシミリで行います。

(7) 留意事項

- ① 申込に係る必要な経費は全額提案（申込）者の負担とさせていただきます。
- ② 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ③ 提出書類等は返却いたしません。
- ④ 提出書類等は関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。

5 ネーミングライツ・パートナーの選定方法

下記ネーミングライツ選定基準に基づいて、駒ヶ根市有料広告委員会に市のスポンサーとしてふさわしいかどうか審査を依頼し、その結果を踏まえてスポンサーを決定します。

なお、応募者が1者のみの場合も、これに準じて審査するものとします。

○ネーミングライツ選定基準

【提案応募型選定基準】

審査区分	審査項目	配点
応募企業の状況	経営の安定性（決算報告）	10
	社会貢献実績、ネーミングライツの取り組みへの熱意	20
	法令等遵守（企業における法令等遵守の取組状況）	10
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合っているか	10
応募条件	提案内容	20
	応募金額	20
	期間（他の応募者の期間との比較）	10
合計		100

6 協定の締結

ネーミングライツ・パートナー決定後、市とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する協定を締結します。

なお、協定を締結したネーミングライツ・パートナーは、次回の協定の際に優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

## 7 命名権料の使途

施設のサービス向上のために必要な事業の財源（維持・管理費等）とします。

## 8 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、市は協定を解除できることとします。

## 9 ネーミングライツ・パートナーの公表及び新名称（愛称）の普及

ネーミングライツ・パートナーの決定後、法人名、施設の新名称（愛称）、命名権料等について、マスコミ等に公表するとともに、ホームページや広告印刷物などにおいて愛称を積極的に使用します。

## 10 その他

本要項に規定する命名権に類するもので、本要項により難いと判断されるものについての取り扱いは、別に定めることとします。

### 【お問い合わせ先】

駒ヶ根市役所総務部総務課行政管理係

電話：0265-83-2111

ファクシミリ：0265-83-4348

電子メール：[shomu@city.komagane.nagano.jp](mailto:shomu@city.komagane.nagano.jp)